告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

定による意見の概要につ のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 いて、 (平成十年法律第九 同条第三項の 規定により公告し、 十一号)第 八条第一 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七外

- 口 大規模小 売店舗立地法第八条第一項の規定による市 町村の意見の 概要
- ① 騒音振動関係の規制基準を遵守してください。
- (2)たりに プ の周 埼玉県生活環境保全条例により、 知看板を、駐車台数二十台または駐車場の面積五百平方メー つき一枚設置してください。 駐 車場利用者 \sim \mathcal{O} ア 1 ドリ ン グ \vdash ス ルあ 卜 ツ
- (3)など、 住宅地に近接しているため、 十分な環境対策を講じてください。 駐車場の 騒音対策や \sim ツ ド ライ · 等 の 光対策

一縦覧期間

平成二十二 八年九月 月十六日 か ら平成二十八年十月十六日ま で

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター